

屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画
〔利用関係〕作業部会の設置について

1. 目的

令和6年2月に改訂された「屋久島世界遺産地域管理計画」に基づき、順応的管理を推進するとともに、管理施策の実効性を継続的に評価していくため、「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」が改訂された。

今後は、同計画に基づき各種モニタリングを実施していくこととなっており、具体的な実施内容や実施体制等について検討を行う必要がある。

このため、「世界自然遺産地域モニタリング計画〔利用関係〕作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置し、特に利用関係に係るモニタリングについて、具体的な実施方法、役割分担等を検討するものとする。

2. 検討事項

- ・改訂モニタリング計画のうち利用関係にかかる事項（特に具体的な実施内容や実施体制について）
- ・モニタリング計画に関係するその他計画との調整にかかる事項

3. 構成員

○管理機関

- ・環境省九州地方環境事務所
- ・環境省屋久島自然保護官事務所
- ・林野庁九州森林管理局
- ・林野庁屋久島森林管理署
- ・林野庁屋久島森林生態系保全センター
- ・鹿児島県環境林務部自然保護課
- ・鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所
- ・屋久島町役場観光まちづくり課

○地元関係機関・団体

- ・公益財団法人屋久島環境文化財団
- ・屋久島観光協会
- ・屋久島観光協会 ガイド部会
- ・屋久島山岳ガイド連盟
- ・屋久島レクリエーションの森保護管理協議会

○有識者（屋久島世界自然遺産地域科学委員）

- ・土屋 俊幸（東京農工大学 名誉教授）
- ・柴崎 茂光（東京大学 准教授）